茨城県が分譲するTX沿線の業務用地や住宅用地の購入を検討している
お客様をご紹介いただき、成約に結びついた場合、

業務用地・住宅用地における媒介制度

最大3,000万円

地方税、地方消費税別

対象者

(1)宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する宅地建物取引業者
(2)銀行法(昭和56年法律第59号)第4条第1項に規定する免許を現に保有し、かつ金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律(昭和18年法律第43号)第1条第1項に規定する認可を受けている金融機関で、かつ法第77条以下に規定する国土交通大臣あての届出を行っている者

報酬額

土地譲渡価格×3%(千円未満切捨て)(消費税及び地方消費税別)
(注意)上限額:3,000万円(消費税及び地方消費税別)

お客様　　**宅建事業者等**

募集(入札説明書配布)

↓

「※媒介制度適用申込書」を提出
(お客様と宅建事業者等の連名)

↓

県と一般媒介契約締結

↓

重要事項説明書の作成、お客様に説明

←

入札書提出、落札
(宅地分譲購入申込書提出)

↓

県と土地売買契約締結

↓

分譲代金の支払・土地引渡し

→

報酬の請求後に支払い

※媒介制度適用申込書の提出における注意事項

茨城県立地推進部宅地整備販売課、茨城県土浦土木事務所つくば支所のいずれかに提出してください。**なお、提供していただく対象物件の購入を検討している企業や個人の方に関する情報を、すでに県が把握している場合などは原則として本制度の適用外となります。申込書を提出するにあたっては、必ずお電話での事前連絡をお願いします。**

〈提出書類〉
(1)媒介適用申込書(購入希望者と媒介事業者の連名)
(2)媒介事業者の資格確認に必要な書類※
　※宅地建物取引業の場合は、宅地建物取引業者免許証の写し、印鑑証明書、資格証明書(法人の場合)又は住民票(個人の場合)
　※媒介事業者が信託銀行等の場合は、宅地建物取引業法第77条に規定する国土交通大臣あての届出受理書の写し、印鑑証明書、資格証明書

〈対象物件〉
・商業・業務用地、住宅事業用地にあっては、1,000㎡以上の土地であって、県が媒介対象用地と定めたもの。
・茨城県が新規に販売した「個人向け戸建住宅分譲用地」で、抽選後に先着順申込受付を開始した日から1ヶ月を経過したもの。